

**第 47 回日米財界人会議
共同声明(仮訳)
2010 年 10 月 8 日、東京**

日米両国のビジネスリーダーは毎年、日米財界人会議の場において、経済的利益を明確にし、二国間協力を促進し、相互理解を深め、ビジネス関係を強化することを目的に集う。本年、米日経済協議会および日米経済協議会（以下、両協議会）は、アジア・太平洋地域における好機と、イノベーションの重要性というテーマに焦点をあてた。両協議会は、以下のとおり合意し、表明する。

1. 米国経済

米国経済は、2008 年の金融危機から未だ完全に回復していないのは、ファンダメンタルズが示すとおりである。雇用情勢は依然として厳しく、失業率は高止まりしている。世界最大の経済国である米国の需要活性化は、世界全体の成長にとって非常に重要である。一方、G-20 において提言されているとおり、均衡の取れた持続可能な成長のためには、他国の需要も同様に重要である。米国政府の景気回復策により状況は緩和したものの、より持続的な成長の達成に向けた継続的な努力、とりわけ、民間部門の投資・生産・貿易を推進する税制・法制および貿易政策の制定が必要である。

2. 日本経済

日本経済は、未だ自律的な回復軌道にあるとはいえ、失業率が依然高止まりしているなど、厳しい状況が続いている。日本経済の成長は輸出への依存が高く、急激な円高は成長を押し下げ、デフレ圧力を強めるリスクを高めるものである。両協議会は、日本政府によって発表された新成長戦略を歓迎する。政府が、定量的な目標を具体的な時間軸とともに示したことには、意義がある。民間部門が成長に向けて主体的な努力を続けているなかで、両協議会は、政府に対し、新成長戦略に盛り込まれた具体策を早期かつ着実に実行に移すことを期待する。また、新成長戦略の実行においては、税・財政・社会保障制度の一体改革が不可欠であることにも注意を喚起したい。

3. アジア太平洋地域における日米協力

両協議会は、ダイナミックなアジア太平洋地域における二大経済大国として、地域の将来の成長と経済の枠組み形成の支援をするうえで、日米が指導的な役割を果たせるものと認識している。2010 年、2011 年と日米が連続して APEC の議長国を務めることは、地域内の実質的な経済統合を加速・実現し、より開かれた貿易と投資、規制と標準規格の調和およびライフサイエンス、情報通信技術（ICT）、エネルギーと環境、金融そして運輸等の主要産業での技術協力を

促進するための道筋を設定するこの上ない好機である。このような道筋は、日米の経済に再び活力を与え、APEC 諸国における経済成長を加速させる。

これらの目標のため、両協議会は、高度で WTO 整合的なアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の実現に積極的に取り組むという両国政府のコミットメントを歓迎する。とりわけ、日本政府が 2010 年 6 月に発表した新成長戦略において、FTAAP を 2020 年までに作り上げるとコミットしたことは、大きな進展である。両協議会は、日米に対して、FTAAP が可能な限り包括的なものとなり、関税、輸出入規制、入国管理等といった国境措置にとどまらず、規制改革、外国資本投資の自由化、技術規格の調和、調和的で予見可能かつ均衡の取れた体系に基づく知的財産権保護、ネットワークを基盤とした ICT サービス利用時のルール確立等の「国境の内側」の問題も扱えるよう、FTAAP の範囲に関する議論の先導を要請する。

両協議会は、日米両国政府に対し、必要な段階や道筋に焦点をあてることにより、FTAAP の実現を支援するよう要請する。この道筋の中には、日米を包含する環太平洋経済連携協定 (TPP) と、高度な日米経済連携協定 (EPA) を遅くとも 2015 年までに実現させることが含まれるべきである。両協議会は、日本が他国同様の条件で速やかに TPP の交渉に参加すること、ならびに高度な日米 EPA の交渉においてビルディング・ブロック・アプローチが取られることを要請する。いずれのケースにおいても、実施期限を考慮すれば、今から取組みを開始すべきである。

APEC 諸国における各国固有の、あるいは不統一な規制・規格の広がり、製品の生産に際し複数の規制・規格の遵守を企業に強いることで、事業コストを増大させる。ここでも、日米両国は、アップデートされた経済対話（刷新された日米規制改革イニシアティブを含む）を通じて二国間で規制・規格の調和の問題に取り組むことにより、地域をリードしていくことが可能であり、両協議会は両国政府に対し、この問題に直ちに着手するよう強く要請する。より広範な規制と規格の調和は、日米の企業に対し大きな便益をもたらす。短期的には生産およびコンプライアンスにかかるコストを低減させるとともに、日米のより大きな経済統合に向けての重要なステップとなる。これは、同時に、APEC における規制・規格の調和への重要な基盤・モデルを提供するものであり、ひいては、FTAAP へのもうひとつの重要な道筋となる。

4. 起業家精神とイノベーション

両協議会は、米国政府の発表した「米国イノベーション戦略：持続可能な成長と質の高い雇用に向けて」の基本認識に賛同する。すなわち、過去、米国を世界経済のリーダーたらしめたのはイノベーションであり、今後、米国がより一層の発展を目指すうえで、イノベーションの重要性はさらに大きくなるという点である。両協議会は、起業家精神とイノベーションは、日本にとっても同様に重要であると確信する。この観点から、両協議会はイノベーション・起業・

雇用創出促進のための対話が経済産業省と米国国務省の間で開始されたことを歓迎する。両協議会は、対話の成果について注視するとともに、両国政府による民間部門におけるベンチャー事業とイノベーションへの挑戦へのさらなる支援を期待する。

両協議会は、情報通信技術（ICT）が起業家精神とイノベーションを加速し、経済成長と競争力強化をもたらすひとつの重要な要素となると考えている。両協議会は、日米政府に対し、ICT の効果的な利用について積極的に取り組むよう要請する。例えば、近年のクラウド・コンピューティングの発展は、あらゆる分野で膨大なデータを活用した新たなサービスを生み出す可能性を持っている。クラウド・コンピューティングのような ICT の先進的な利用における、セキュリティと信頼性の確立のための政府のサポートが期待される。規格の国際的な調和も重要である。

5. エネルギーと環境

両協議会は、近年日米政府がクリーンかつ効率的なエネルギー技術開発のために適切な政策を採用してきたこと、ならびに地球環境改善にコミットしていることを支持する。私たちは、よりクリーンかつ効率的なエネルギーの生産および消費が持続可能な成長への鍵であり、低炭素社会へ向けた技術開発においてビジネスが中心的な役割を果たすべきものと信じる。両協議会は、日本政府が新成長戦略においてグリーン・イノベーションを戦略分野のひとつとし、米国政府が米国イノベーション戦略においてクリーンエネルギーを重点項目として位置付けたことを評価する。両国は、本年来年の APEC 議長国であり、21 世紀のエネルギー・環境政策の新しい指針を示せる立場にある。両協議会は、両国政府に対し、以下に強調する事項について、行動を取るよう要請する。（詳細は付属文書に記述する。）

両協議会は、地球規模の CO2 削減において先進技術の普及が肝要であると認識しており、両国の民間部門の強みを効果的に発揮させる協業事業への資金提供を通じ、両国政府がグリーン・テクノロジー開発を支援することを要請する。さらに両国政府は、コストと温室効果ガス排出の両方を削減する技術の利用、ならびに、より効率的な発電・送電・配電および電力消費を奨励する政策を推進しなくてはならない。

温室効果ガスの排出規制について、両協議会は両国政府に対し、規制水準が国際的な公平性に基づいていない点と喚起する。ある一国が過剰な水準を課している一方で、他国が実質的な義務を課されていない状況下では、前者の民間部門はその国際競争力を奪われ、結果としてイノベーションに必要な活力を失ってしまう。したがって両協議会は、日米に対し、すべての主要排出国が参加し、公平な排出量制限・削減政策を課すポスト京都議定書の国際枠組み構築に向けた継続的な気候変動交渉において、両国が協力し、指導的な役割を果たすこと

を要請する。

両協議会は、温室効果ガスを排出しない基幹電源としての原子力について、両国が引き続き協働してその平和利用を推進し、安全で確立された原子力技術を途上国市場へ導入することを要望する。

両協議会は、環境物品・サービスの貿易を促進する、関税ならびに非関税政策の削減や撤廃など、ドーハ・ラウンドに準拠した新しいルールの導入を基本的に支持する。同様に、知的財産の強固な保護は、地域内の貿易促進にとって重要な要素である。

これらの努力は、エネルギー需要の増加するすべての産業に幅広い便益をもたらすと同時に、大規模なエネルギー製品製造業者から様々なエネルギーサービスを提供する小規模な事業者にいたるまで、地域雇用を創出するものである。

6. 金融サービス

両協議会は、金融システムの信用回復に向けた日米両国の各種政策を評価している。両協議会は、消費者・投資家の保護、市場規律の向上、競争とイノベーションの促進および保護主義の回避を目的とする、両国の金融部門の完全な回復に向けた諸施策を歓迎する。

G-20 ソウルサミットにおけるコンセンサス形成を目指し、G-20 および金融安定理事会 (FSB) の下で金融システムの監督機能強化に向けた国際的な取組みが進められている。両協議会は、この取組みを支持し、金融分野において日米両国が引き続き強力な指導力を発揮することを期待している。同時に、両協議会は、金融機関に対する新しい自己資本比率規制の見直し案の中に、中小企業への影響を含め、持続的な経済回復を阻害しかねないものがある点を懸念している。両協議会は、金融規制においては、必要に応じて、各国事情の差異が尊重されるべきであると引き続き確信している。

両協議会は、米国の金融規制の改善へのコミットメントを歓迎する。両協議会は、米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）の実施を通じて、消費者・投資家の保護、イノベーションの促進、さらに金融市場の変化に伴った適応がもたらされる一方、経済成長を阻害する施策が回避されるという点が重視されることを期待する。加えて、米国保険業界の州別規制を現代化し、米国の再保険規制をグローバル・ベスト・プラクティスに適合させるさらなる取組みが必要である。両協議会は、日本の金融庁による、金融機関との対話の充実、情報発信の強化、国内外のマーケット展開を即座に把握できる研究機能の強化、規則の透明性と予見可能性の向上を通じた、金融規制の質的向上に対する継続的なコミットメントを歓迎する。

日本の郵政金融会社については、両協議会は、郵政金融会社が、商品範囲の拡大を決定するにあたっては、平等な競争条件の確保が重要であると引き続き確信している。

7. ヘルスケア・イノベーション

規制環境の改善は、イノベーションの促進と新薬の承認加速につながり、人類の福祉にとって重要である。2010年4月の日本の薬価制度改革は、特許期間における価格安定をもたらすものであり、両協議会はこれを歓迎し、当制度が2012年に本格導入・恒久化されることを要請する。さらに、両協議会は日本政府に対し、イノベーションを阻害する薬価制度上のルールについては見直すよう要請する。両協議会は、日米政府の新薬開発プロセス改善に関するプログラムと、データ保護期間（再審査期間）の延長による知的財産権保護強化施策を引き続き支持する。

医療機器分野におけるイノベーションは、医療の質を向上させ、経済成長に貢献し、福祉のグローバル・スタンダードを引き上げる。しかし、日本においては、デバイスラグとデバイスギャップの問題に加え、医療機器の供給不安リスクが存在する。これらの問題の解決とイノベーションの達成に向けて、両協議会は保険償還制度におけるイノベーションの評価、臨床研究推進のためのルールの明確化、薬事審査プロセスの迅速化、日米当局の協力、そしてICT活用の推進を要請する。

予防と早期発見は、医療において重要な一翼を担うものである。両協議会は、革新的な画像診断機器と体外診断薬の早期使用を可能にする迅速な審査と、適切なワクチン政策の実施が重要であると信じている。

8. 日米事業環境改善

税制：

両協議会は、両国政府に対し、世界経済における日米企業の競争力を強化し、日本と米国の投資先としての魅力を向上させる税制の実施を要請する。

法人税引き下げ：日米の法人税率はそれぞれ40%程度であり、2009年アジア平均25%、OECD加盟国平均26%と比較し、高水準である。両国における法人税率引き下げは、国外の競争相手との競争条件を公平にし、ひいては両国での投資促進と競争力向上につながる。ただし、法人税引き下げの条件として、社会保障費その他企業コストの引き上げが行われる場合、後者の影響が前者を上回れば効果は得られない。

欠損金繰越期間の延長：日本における欠損金繰越期間をOECD諸国に倣い無期限あるいは最低米国同様の20年に延長することは、日本での内外企業による投資を促進する。特に事業初期

段階において損失を計上することの多い中小企業においては然りである。他の先進国並みとするのは、過去数年に計上された損失についても繰越可能とするべきで、これにより損失計上中の企業に強い活性効果が期待できる。

輸出管理：

両協議会は、両国政府に対し、輸出管理制度の抜本的な見直しに取り組むよう要請する。国家の安全保障を確保しつつ、限られた資源を真に重要な品目と技術の管理に集中させることを可能にするとともに、諸外国との競争条件の公平を確保し、両国の競争力を維持することができるような輸出管理制度の改善が求められる。改善された強固な輸出管理制度は、国家の安全保障を高め、産業基盤を強化し、日米両国企業の競争力を向上させる。両協議会は、これらの目標の達成に向けて、両国において以下の重要な改革の実行を要請する：外国での入手可能性（フォーリン・アベイラビリティ）の観点からの規制対象品目・技術の体系的な見直し／主要同盟国への輸出およびそれら諸国からの輸出を対象とした許可不要地域（ライセンス・フリー・ゾーン）の導入、企業内移転に関する許可の不要化など管理基準ならびに許可手続きの簡素化および調和／国際レジーム不参加国への輸出管理の普及・促進等。

米国については、輸出管理制度の改革に着手したオバマ政権のリーダーシップを歓迎するとともに、同政権が引き続き現行制度の刷新に取り組むことが重要であると考え。今後、段階的に改革を進める過程で、2010年4月にゲイツ国防長官が発表した改革案に関し、産業界に対する意見照会や意見聴取を積極的に行うよう要請するものである。これら改革の一環として、産業界への負担を最小化するとともに、米国製部品の不使用につながるような事態（デザイン・アウト）を回避するため、再輸出規制の撤廃にも取り組むべきである。なお、防衛関連の輸出については、プロセス全体を考慮する必要がある、国防総省における技術開示プロセスを改革することが極めて重要である。

日本においては、より多くの国際共同研究開発を可能とするため、武器輸出三原則等を見直すべきである。現行政策のより整合性のとれた運用、軍民両用製品・技術の取扱いの明確化、防衛省が正式決定する前段階のプログラムに関する協力プロセスの確立等、一層の改革が必要である。

労働政策：

両協議会は、引き続き両国政府に対し、日米の企業や労働組合と連携し、労働者の権利保護や社会的ニーズと、雇用の柔軟性や生産性の向上に対するニーズとのバランスに配慮した効果的かつ競争的な労働政策・制度の展開に向けた包括的なアプローチを取ることを要請する。このような労働政策の策定は、持続可能な経済成長のための必要条件であり、両協議会は、両国

政府に対し、ただちに策定に着手するよう要請する。雇用保護を目的とする政策は、思慮深く設計されていない場合には却って逆効果となりうることから、両国政府はその実質的な影響について慎重に検討することが重要である。例えば、労働者派遣、有期労働契約や最低賃金に関する規制強化や、制度の見直しの必要性に基づく日本政府の最近の政策論議は、労働者の保護と所得増大を目的としているとされるが、これらの政策は、日本人の労働コストを上昇させることから、持続的な雇用創出の原動力となる日本国内への投資や事業の拡大の意欲を削ぐものである。

独占禁止法：

両協議会は、日本政府に対し、公正取引委員会による審査・審判にかかわる適正手続（デュー・プロセス）を、世界的に公正な水準に合致させるような独占禁止法の改正を要望する。両協議会は、現在の公正取引委員会における審判制度を廃止する法案が2010年の通常国会に提出されたことを歓迎する。両協議会は、当該法案を引き続き支持するとともに、速やかにこの法案が国会を通過し、施行されることを期待する。両協議会は、2010年度中に独占禁止法の企業結合規制の見直しを行うとした日本政府のコミットメントを歓迎する。これにより、グローバルな市場競争力の強化を可能にする事業再編が可能になるものと期待する。

航空：

両協議会は、日米政府による、オープンスカイ交渉の大いなる進展を賞賛するとともに、両国政府に対し、協定締結完了を要望する。オープンスカイの下の航空自由化は、質の高い航空サービスをもたらし、これにより、日米両国の貿易・投資と経済成長を支え、さらには、日米関係を強化し、アジア太平洋地域における日本の地位を向上させるものである。